

業務指示書

スリランカ国防災強化のための数値標高モデル作成能力向上プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年11月26日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年12月1日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：LiDAR測量にかかる各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／DEM作成計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：デジタル地形図作成にかかる各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 LiDARデータ処理】

- 1) 類似業務の経験：LiDAR測量にかかる各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年12月19日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
機材費
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(LKR1 = 0.834 円, US\$1 = 109.06 円, EUR1 = 137.52 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/DEM作成計画
LiDARデータ処理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年1月9日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
スリランカ国防災強化のための数値標高モデル作成能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/DEM作成計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： LiDARデータ処理	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」）は、昨今の気候変動の影響を受け、洪水や地すべりなどの様々な自然災害により、多くの人命やインフラ等が被害を受けている。

被災者数においては豪雨に伴う洪水による被害が最大であり、毎年数万人から数十万人規模の被災者（災害管理センター）が出ている。また、脆弱な地質特性、急峻な地形条件、山地・丘陵地の斜面の開墾・開発により、中央地域と南西地域の山岳地では地すべり等の土砂災害が頻発している。この結果、人的被害に加え、多くの家屋の倒壊、国道等基幹道路も含めた道路の損壊が発生し、経済活動にも影響を与えている状況である。

2004年のスマトラ沖地震・津波を契機としてスリランカ政府は「事後対応」から「事前対策」へシフトするため、国家防災体制強化の方針を打ち出し、2005年5月に事前の防災活動から災害発生後の緊急対応、復興に至るまでの包括的な法的な基礎的枠組みを定めた災害対策法「Sri Lanka Disaster Management Act, 2005」を制定した。これに伴い、防災省(2005年設置)及び災害管理センターを設置するなど、災害対策及び防災体制を強化している。

係る状況を踏まえ、スリランカ政府は洪水及び地すべり等の災害リスクマップの作成整備を通じた早期警戒体制を構築することを目指している。しかし、災害リスクマップの迅速な作成においては精確な標高データを効率的に取得することが求められる一方、スリランカ政府はLiDAR測量による標高データ取得技術を有していないため、実地測量に基づく作成に頼らざるを得ない状況である。

以上の背景のもと、土地・土地開発省測量局は土砂災害対策等に活用される標高データを円滑に整備し、スリランカにおける防災能力を向上させるため、LiDAR測量に係る技術移転を我が国に要請した。

同要請を受け、JICAは2014年7~8月に詳細計画策定調査団を派遣し、土地・土地開発省測量局との間でプロジェクト内容について合意した。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、スリランカ国における洪水及び地すべり等の自然災害発生が懸念される地域（7,800km²）において、Digital Elevation Model（以下、DEM）データの作成及びDEMデータを基にした主題図の作成手法を技術移転することにより、防災体制の構築に寄与することを目的とする。

(2) 期待される成果

- 1) 対象地域におけるDEMデータが作成される。
- 2) DEMデータの作成及びDEMデータを基にした主題図の作成手法が技術移転される。

(3) 対象地域

別添1のとおり。

(4) 関係官庁・機関

土地・土地開発省、測量局（以下、「C/P」）

- (5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動
- 1) スリランカ国北部州地図更新プロジェクト (2010-2012)
 - 2) 国道土砂災害対策事業 (2013-)
 - 3) 土砂災害対策強化プロジェクト (2014-2017)

3. 業務の目的

本業務は、スリランカにおける洪水及び地すべり等の自然災害発生が懸念される地域 (7,800km²) において、DEM データの作成及び DEM データを基にした主題図の作成手法を技術移転するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、2014年9月11日に合意されたR/Dに基づき実施されるものである。コンサルタントは「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意点」及び「6. 業務の内容」に示す業務を実施し、業務の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 防災対策に係る利活用を見据えた業務の実施

本業務で作成する DEM データは洪水及び地すべり等の防災対策としての利活用が想定されている。プロジェクト終了後に DEM データが迅速かつ適切に利活用されるよう、プロジェクト開始直後に活用が想定される実施中又は実施予定の災害対策計画及びプロジェクト等を把握し、同計画及びプロジェクト等における DEM データの具体的な利活用案について、関係機関と協議・検討すること。

(2) 技術移転計画

本案件は開発計画調査型技術協力として実施するものであり、DEM データの作成を主眼としたものであるが、C/P からは DEM データ作成に係る技術移転が強く要請されている。そのため、技術移転計画の提案においてはプロジェクト終了後も C/P が独自に DEM データを作成できるよう技術移転計画案を提案すること。また、プロジェクトの開始前後で技術移転の達成度が図れるよう、C/P へ対するアンケートや確認テストの実施等、指標化できる評価基準を設けること。

(3) LiDAR 計測計画に係る技術移転

LiDAR 計測はスリランカの乾季である 1-4 月頃に実施する予定であるが、2015年に作成対象地域全域を一度に計測するのではなく、計測計画に係る技術移転が十分になされるよう、2015年及び2016年に分けて計測するよう留意すること。

(4) ドラフト DEM データの提出

本業務で作成する成果品は 7. の通りであるが、C/P は最終成果品として DEM

データが提出される前に、同データの精度検証を行いたい意向である。そのため、2015年に計測及びDEMデータ化処理を行った地域の一部データをC/Pに提出し、C/P側で検証できるような作成計画を練ること。

(5) 測量の基準

測量作業の基準（測地系、準拠楕円体、高さ基準等）についてはスリランカ政府側が独自の基準を設けているため、プロジェクト開始直後にC/Pと協議を行った上で決定すること。

(6) 技術的基準及び点検

成果品の作成に係る技術基準及びデータ点検項目等については原則として国土交通省「作業規程の準則」に依るものとする。現地の状況を鑑み、同準則に即することが困難である項目がある場合、同項目及び対応策についてJICAに対して説明し、合意を得ること。

(7) GPS基準局及び調整用基準点の設置

詳細計画策定調査において、GPS基準局及び調整用基準点の設置はC/Pが主体的に実施することを合意している。しかし、基準局及び調整用基準点の設置に伴う現地活動費（車両代）についてはJICA側が負担することと整理しているため、GPS基準局及び調整用基準点の必要設置数をプロポーザルにおいて提案することとし、提案した設置数をもとに、現地活動費（車代）を本見積りとして計上すること。なお、GPS基準局及び調整用基準点の設置はLiDAR測量後に実施することを想定している。

(8) 世界銀行プロジェクトとの連携及び調整

主要ドナーの動きとして、世界銀行は「Climate Resilience Improvement Project (2014-2019)」を実施している。同プロジェクト内にはスリランカ国内の9河川における洪水・干ばつ被害アセスメント及び被害軽減化計画が含まれており、LiDAR測量によるDEMデータの作成や写真測量による地形図作成を行うとしている。コンサルタントは同プロジェクトの内容を十分に把握した上で、本プロジェクトで作成するDEMデータが活用できる可能性を検討すること。

6. 業務の内容

業務従事期間は2015年1月~2016年12月の2年間とする。

(1) 関係資料・情報の収集、整理、分析

- 1) 詳細計画策定調査で収集した資料を分析すると共に、国内で入手可能な追加情報を収集・整理し、分析する。
- 2) C/Pが所有する地理空間情報を整理し、本業務において活用可能なデータを検討する。
- 3) スリランカ政府及びドナー等が策定・実施中の防災計画及び防災事業等を整理した上で、DEMデータの活用可能性を検討する。

- (2) インセプション・レポートの作成・協議
- 1) 本業務の実施方針、作業計画及び実施体制等を取り纏め、インセプション・レポートを作成し、JICA に対し説明した上で合意を得る。
 - 2) C/P に対し、インセプション・レポートを基に業務計画の説明・協議を行い、合意を得る。
- (3) 技術移転計画の作成及び技術移転の実施
- 1) DEM データ及び主題図作成に係る技術移転計画を作成する。
 - 2) 作成した技術移転計画に則り、C/P に対して LiDAR 測量の DEM 観測データの前処理、DEM データの作成、主題図作成等に係る各種工程について技術移転を実施する。なお、主題図の作成については C/P への技術移転に止め、コンサルタント側での作成は行わない。
- (4) 防災を主眼とした成果品利活用に係る提案及びセミナーの開催
- 1) スリランカにおける災害対策計画及びプロジェクト内容を取り纏め、関係機関との協議等を通じて本プロジェクトで作成する DEM データの利活用案について検討する。検討結果についてはレポートに含めることとする。
 - 2) DEM データの利活用促進を図るため、DEM データの利活用が見込まれる防災省等の関係省庁及び部局を招致した利活用セミナーを開催する。セミナーはプロジェクト開始時及び終了時に計 2 回実施することとし、開始時のセミナーは作成する DEM データの仕様や完成時期、活用手法等について広報し、終了時のセミナーは作成された DEM データの紹介、利用促進、活用事例等について広報する。各セミナーの実施方法及び内容についてはプロポーザルにて提案すること。セミナーは 50 人/回を想定し、会場代、軽食代、資料作成代を計上する。また、セミナー実施費用は本見積りとする。
- (5) 仕様協議
- DEM データを作成するために、仕様（測量基準、注釈等）について C/P と協議し、合意を得る。
- (6) LiDAR 計測計画の作成
- 地形の特徴や天候等を考慮しつつ、C/P 職員と共に OJT 形式により計測諸元、飛行コース、GPS 基準局の設置場所及び GPS 観測に係る計測計画を作成する。スキャン密度は 1m×1m メッシュ地域については同メッシュ密度に最低 1 点、2m×2m メッシュ地域については同メッシュ密度に最低 1 点のレーザを照射する計画とする。
- (7) GPS 基準局及び調整用基準点の設置
- 1) LiDAR 測量装置の位置を GPS 測量で求めるために、C/P 職員と共に OJT 形式で GPS 基準局の設置を行う。
 - 2) 三次元計測データの点検及び調整を行うために、C/P 職員と共に OJT 形式で調整用基準点を設置する。調整用基準点は GPS 基準局の位置や

計測範囲を考慮の上、できる限り公共用地に設置するものとする。

(8) LiDAR 計測の実施

- 1) 計測計画に則った LiDAR 計測を実施する。計測終了後は直接定位位置の解析処理を行い、飛行軌跡の確認、撮影実施図への転記、計測記録及び計測日誌の作成を行う。
- 2) LiDAR 計測と同時に地表面画像データを取得する。撮影は LiDAR 計測に同時搭載しているデジタルカメラを用いて撮影することとし、解像度は別添 1 に従う。

(9) プロGRESS・レポートの作成・協議

- 1) インセプション・レポート以降の業務結果及び技術移転、地形図作成の進捗状況を取り纏め、PROGRESS・レポートを作成し、JICA に対し説明した上で合意を得る。
- 2) C/P に対し PROGRESS・レポートを提出し、その内容について説明・協議を行い、合意を得る。また、インセプション・レポート提出時に計画した技術移転計画の達成度を確認し、必要に応じて C/P との協議により見直しを行う。

(10) オルソフォトデータの作成

地表面画像データ及び外部標定要素（写真の位置情報）の結果を用いてデジタルオルソフォトデータを作成する。

(11) 三次元計測データの作成及び点検

- 1) LiDAR 計測データを統合解析して三次元計測データを作成する。
- 2) 作成した三次元データにつき、調整用基準点との比較及びコース間標高地の整合性等を通じた点検を実施する。

(12) オリジナルデータの作成及び点検

- 1) 三次元計測データにつき、調整用基準点成果を用いて調整したオリジナルデータ（三次元座標データ）を作成する。
- 2) オリジナルデータ作成の補正前及び補正後において、精度に係る点検を実施する。

(13) グラウンドデータの作成

- 1) オリジナルデータをフィルタリング処理し、グラウンドデータ（地表面の三次元座標データ）を作成する。フィルタリング処理は自動処理を用いた後、自動処理全般の目視点検を実施し、不適切な箇所は手動処理にて編集する。
- 2) フィルタリング処理したグラウンドデータの精度に係る点検を実施する。点検の際にはオルソフォトデータ及び傾斜区分図等の地形判読が可能な地理空間データを用いて地形の不具合箇所の修正を行う。

(14) DEM データの作成

- 1) グラウンドデータを内挿補間し、DEM データを作成する。(なお、2016 年 3 月の段階で作成済のドラフト DEM データを C/P に仮提出し、精度に関する了解を得ること。)
 - 2) 内挿補間した DEM データの精度に係る点検を実施する。点検の際にはオルソフォトデータ及び傾斜区分図等の地形判読が可能な地理空間データを用いて地形の不具合箇所の修正を行う。また、DEM データの良否、標高値の誤記及び脱落、複合の良否について検査を行う。
- (15) インテリム・レポートの作成・協議
- 1) プロGRESS・レポート以降の業務結果及び技術移転、地形図作成の進捗状況を取り纏め、インテリム・レポートを作成し、JICA に対し説明した上で合意を得る。
 - 2) C/P に対しインテリム・レポートを提出し、その内容について説明・協議を行い、合意を得る。なお、インセプション・レポート提出時に計画した技術移転計画の達成度を確認し、必要に応じて C/P との協議により見直しを行う。
- (16) 国別研修の実施
- DEM データの作成及び利活用の促進を目的とした本邦研修を実施する(日程作成、講師・視察先アレンジ、研修員の理解促進、教材作成含む)。研修者は 10 名程度とし、開催時期は 2015 年 9 月-10 月の計 2 週間程度を予定しているが、詳細な時期及び実施期間並びに参加者に関しては別途 JICA と協議する。また、本邦研修にて収集した情報は報告書に反映することとし、本邦研修参加者の帰国後には研修で得られた知見が C/P に広く共有されるよう配慮する。
- なお、本邦研修については、研修実施以外の受入業務(ホテル手配、日当・宿泊の支払い、国際線手配)、研修監理業務(教材の翻訳、通訳、引率)は JICA が行うこととする。詳細については、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2014 年 4 月版)」を参照すること。また、国別研修費用は本見積りとする。
- (17) ドラフトファイナル・レポートの作成・協議
- 1) インテリム・レポート以降の業務結果及び技術移転、地形図作成の進捗状況を取り纏め、ドラフトファイナル・レポートを作成する。特に技術移転の課題、達成度及びプロジェクト終了後の課題を明確にし、プロジェクト終了後の技術の持続可能性についての項目を纏める。ドラフトファイナル・レポート作成後は JICA に対し説明し、合意を得る。
 - 2) C/P に対しドラフトファイナル・レポートを提出し、その内容について説明・協議を行い、合意を得る。
- (18) マニュアルの作成
- 各種データの作成、維持・管理方法等に係る以下のワークマニュアルを作成

する。本マニュアルについてはドラフトファイナル・レポート提出時に別添する。

- 1) LiDAR 測量作業規定
- 2) DEM プロダクト（製品）仕様書
- 3) LiDAR 測量の DEM 観測データの前処理マニュアル
- 4) DEM 作成マニュアル
- 5) 品質管理マニュアル
- 6) 主題図作成マニュアル
- 7) 機材の運用管理マニュアル

(19) ファイナル・レポートの作成

ドラフトファイナル・レポートに対する C/P からのコメントを踏まえ、加筆・修正を加えた後、ファイナル・レポートを作成し JICA に提出する。

7. 成果品等

(1) 業務報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

- 1) インセプション・レポート
 - ① 記載事項：業務の基本方針・方法・作業工程・要員計画等の業務実施計画及び技術移転計画等
 - ② 提出時期：プロジェクト開始時（2015 年 1 月下旬）
 - ③ 部 数：和文（要約）5 部、英文 15 部（うち先方政府へ英文 10 部）
- 2) プロGRESS・レポート
 - ① 記載事項：DEM データの利活用可能性、セミナー結果、技術移転計画の進捗、仕様協議結果、LiDAR 測量の進捗、GPS 基準局及び調整用基準点の設置進捗、DEM データ作成の進捗、以降の計画等
 - ② 提出時期：プロジェクト開始から 8 ヶ月後（2015 年 8 月上旬）
 - ③ 部 数：和文（要約）5 部、英文 15 部（うち先方政府へ英文 10 部）
- 3) インテリム・レポート
 - ① 記載事項：DEM データの利活用可能性、セミナー結果、技術移転計画の進捗、仕様協議結果、LiDAR 測量の進捗、GPS 基準局及び調整用基準点の設置進捗、DEM データ作成の進捗、国別研修結果、以降の計画等
 - ② 提出時期：プロジェクト開始から 15 ヶ月後（2016 年 3 月上旬）
 - ③ 部 数：和文（要約）5 部、英文 15 部（うち先方政府へ英文 10 部）
- 4) ドラフトファイナル・レポート
 - ① 記載事項：業務の全体成果、技術移転の成果
 - ② 提出時期：プロジェクト開始から 22 ヶ月後（2016 年 9 月下旬）
 - ③ 部 数：和文（要約）5 部、英文 15 部（うち先方政府へ英文 10 部）
- 5) ファイナル・レポート

- ① 記載事項：業務の全体成果、技術移転の成果
- ② 提出時期：ドラフトファイナル・レポートに対するスリランカ側からのコメント受理後1か月以内（2016年12月上旬）
- ③ 部 数：和文（要約）5部、英文20部（うち先方政府へ英文15部）

(2) 技術協力成果品

以下の技術成果品を JICA に提出する。部数は2セット（先方政府へ1セット）とする。

- 1) LiDAR 測量作業規定
- 2) DEM プロダクト（製品）仕様書
- 3) LiDAR 測量の DEM 観測データの前処理マニュアル
- 4) DEM 作成マニュアル
- 5) 品質管理マニュアル
- 6) 主題図作成マニュアル
- 7) 機材の運用管理マニュアル

(3) その他の報告書類

以下の成果品を JICA に提出する。部数は以下の通りとする。

- 1) 現地測量結果：1セット（先方政府へ1セット）
- 2) デジタルデータファイル
 - ① 三次元計測データデータ：2セット（先方政府へ1セット）
 - ② オリジナルデータ：2セット（先方政府へ1セット）
 - ③ グラウンドデータ：2セット（先方政府へ1セット）
 - ④ DEM データ：2セット（先方政府へ1セット）
 - ⑤ オルソフォトデータ：2セット（先方政府へ1セット）
 - ⑥ 仕様書：2セット（先方政府へ1セット）
 - ⑦ 6.（19）に記載の技術移転に係る各種マニュアル：2セット（先方政府へ1セット）

3) 品質管理に関する報告書

地形図作成工程で審査を受ける代わりに、受注者の品質管理について記述した報告書を提出することとする。

4) その他

調査用資機材等取得明細表を、業務完了時に JICA に提出する。

なお、上記1)については、印刷用に体裁を整える必要はない。

(4) 業務報告書

JICA の規定により調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を、翌月の15日までに JICA に提出する。

(5) 収集資料

業務時に入手した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。

(6) 広報用資料

本プロジェクトの概要を取りまとめた広報資料(A4 2-4 枚程度)を作成し、JICAに提出する。写真、図説等を使用し、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。

記載事項(例)：

- ① プロジェクト活動概要、実施手順
- ② 対象範囲
- ③ 対象地域概況(面積、人口、産業、社会状況等の基本情報)
- ④ プロジェクト成果・結果(都市構造計画、各セクター別計画、実行計画、等)
- ⑤ 結論・提言

提出時期：ファイナル・レポート提出時

部 数：英文 200 部（うち、先方政府へ 150 部）、電子データ(様式指定なし)

(7) デジタル画像集

本プロジェクトを通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提出する。内容については、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（プロジェクトサイト、既存施設及び周辺の状況、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況及びボトルネックの現状等を収め、案件実施前後の状況と比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表（Word 形式）」を作成し、画像集に添付する。

写真の著作権についてはJICAに帰属するものとし、広報用素材としてJICAの各種媒体への活用を想定している。

- 提出時期：ファイナル・レポート提出時
- 部 数：CD-R 1 枚（デジタル画像記録表、デジタル画像 20 枚程度/Jpeg 形式）

(8) その他提出物

1) 議事録等

スリランカ側と各業務報告説明・協議に係る議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。

2) スリランカ政府へ/からの文書。

3) スリランカ政府へ/からの文書は、その写を JICA に速やかに提出する。

(9) 業務報告書作成上の留意点

1) インセプション・レポート、プログレス・レポート、インテリム・レポート、ドラフトファイナル・レポート及び業務実施報告書についての作成仕様は、A 4 版、電子出力、両面コピー、章毎改頁の編集とし、原則として簡易製本するものとする。

2) ファイナル・レポートの印刷仕様は JICA の指示に従うものとする。

3) 業務報告書作成にあたっては次の点に留意する。

- 各業務報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文につい

ては十分なチェックを行い、読みやすいものとする。

- 各業務報告書表紙の裏面には、業務時に用いた通貨換算率とその適用年月日、を記載する。
- 業務報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施す。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務は2015年1月下旬より開始し、2015年2月上旬までにインセプション・レポート、2015年8月上旬までにプログレス・レポート、2016年3月下旬までにインテリム・レポート、2016年9月下旬までにドラフトファイナル・レポート、2016年12月上旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

総計 41.75M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること

- 1) 総括/DEM 作成計画 (2号)
- 2) LiDAR データ処理 (3号)
- 3) LiDAR 計測計画/計測仕様
- 4) GPS 基準局/調整用基準点 1
- 5) GPS 基準局/調整用基準点 2
- 6) LiDAR 計測
- 7) 主題図作成
- 8) 利活用促進/技術移転計画
- 9) 業務調整/LiDAR データ処理補助

3. 相手国の便宜供与

2014年9月に合意された、Record of Discussion (R/D) を参照のこと。

4. 配布資料

- 詳細計画策定調査報告書
- R/D 及び M/M

5. 機材調達

(1) JICAによる調達機材

業務に必要なと思われる機材のうち、JICAが現地または第三国で調達することを想定している機材は以下の通りである。

《調達予定機材》

機材名	数量
レーザ計測データの自動フィルタリング（自動分類）処理ソフト	1
レーザ計測点群とデータの画像処理ソフト	1
レーザ計測点群の三次元モデリング（TINモデル、表層生成など）ソフト	1
レーザ計測データの手動フィルタリング及びデータ品質管理ソフト	6

レーザ計測点群の表示、三次元 CAD モデリングソフト	1
GIS ソフト (ArcGIS)	3

コンサルタントはこれらの調達機材についてもその仕様を C/P と協議して決定し、納品・検収・管理状況を記録したデータを作成し、常にその管理状況を明らかにすることに協力する。

(2) JICA がコンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材

コンサルタントは JICA の業務の一環として、関連する JICA の会計規程、JICA が定める「受託団体向け機材調達ガイドライン」を遵守した方法・手段により以下の調査用資機材を調達する。調達場所については、現地、第三国、本邦のいずれか最も適切なものを選定すること。

また調達に際しては、1 件の予定価格が 500 万円以下かつ総額の上限は 1,500 万円とすることとし、本調達機材は別見積りとする

1) 契約の中に含まれる機材

機材名	数量
レーザ計測コース間による標高較差調整及びセンサー三軸キャリブレーション補正ソフト	1
レーザ計測データの自動フィルタリング (自動分類) 処理ソフト	1
レーザ計測点群とデータの画像処理ソフト	1
レーザ計測点群の三次元モデリング (TIN モデル、表層生成など) ソフト	1
レーザ計測データの手動フィルタリング及びデータ品質管理ソフト	3
レーザ計測点群の表示、三次元 CAD モデリングソフト	1
土木設計等のためのレーザ計測点群データ処理 (土量計算等)	1
デスクトップ PC	9
UPS	9
外部付けハードデスク	2

2) その他

コンサルタントはその他に業務実施に必要と判断される機材に関しては、①機材名、②必要数、③仕様、④参考銘柄、⑤現地調達の可否、⑥見積価格、⑦必要と判断される理由、⑧用途等、⑨その他をプロポーザルに記載し、別見積りに含めるものとする。

(3) 調査用資機材の輸出管理

- 1) コンサルタントは JICA との契約に基づき調達する資機材について、輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。
- 2) 本業務の実施のために、現地業務に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち返らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

6. 複数年度契約

本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

なお、最終的な精算業務の負荷軽減及び適切な実施を目的として、精算書類等を、契約期間中の業務の区切りのよい時点において確認する機会を設けることとしている。精算書類提出・確認時期については、別途協議のうえ決定する。

7. 現地再委託等

以下の項目については当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを可とする。

■ LiDAR 測量（オルソフォト作成に係る航空写真撮影も同時に行うこととする）

現地再委託等にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては現地において適切な監督、指示を行う。

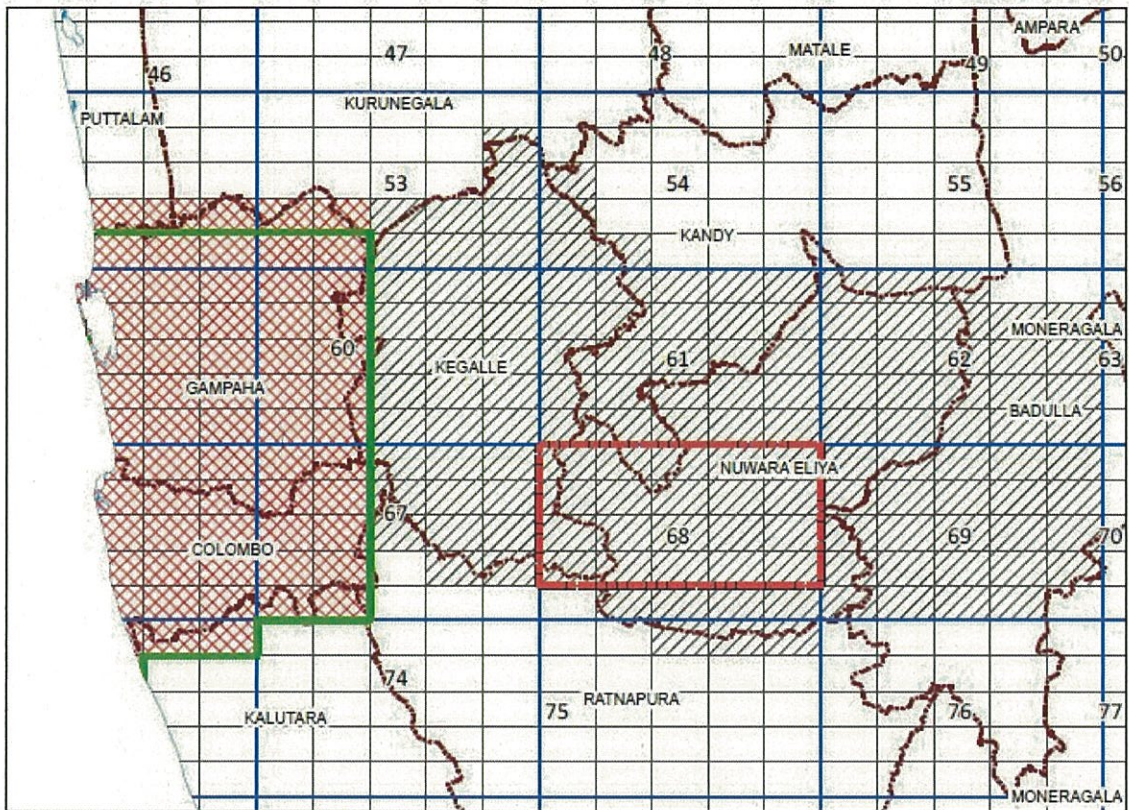
プロポーザルでは、可能な範囲で、現地及び第三国での再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地及び第三国の業者の候補者名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。また、LiDAR 測量に係る費用については本見積りに含めること。

8. 安全配慮事項

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うこと。また、現地業務時には同事務所と常時連絡をとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡が取れるように留意すること。

以 上

別添 1：対象地域



Legend

- DEM 2 X 2 m Processing
- DEM 1*1 m Processing
- 1*1m Mesh LiDAR Raw Data
- 2*2m Mesh LiDAR Raw Data

格子間隔	LiDAR 計測対象地域	DEM データ作成対象地域	高さ精度	オルソフォト解像度
1×1m メッシュ	2,400km ²	2,200km ²	標準偏差 30cm	30cm
2×2m メッシュ	5,400km ²	800km ²	標準偏差 50-100cm	50cm